

奈良県告示第三百八十七号

平成二十八年十月奈良県告示第二百五十七号（児童福祉司及び教育担当児童福祉司の数の定め）の一部を次のように改正し、令和五年四月一日から施行する。

令和五年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一のア(2)中「全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の人口一人当たりの件数」を「都道府県別の人口一人当たりの虐待相談対応件数（各都道府県の区域内にある児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の当該都道府県の人口一人当たりの件数をいう。）が最も少ない都道府県から順次その順位を付した場合における第二十二順位から第二十六順位までに該当する都道府県における当該件数の平均」に改める。